

申 立 書

2013年2月 日

東京高等裁判所第12刑事部 御中

被 告 人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害・傷害被告事件（平成24年（う）第1860号）
について、下記のことを申し立てる。

上記弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

第1 申立の趣旨

- 1 次回（2月26日）公判の使用法廷を、警備法廷である429号法廷から貴部が日常使用する一般法廷に変更すること
- 2 法廷入口での裁判所職員による所持品検査等を行わないこと
- 3 退廷処分を連発するような強権的訴訟指揮を行わないこと

第2 申立の理由

1 一審での異様なまでの訴訟指揮

来る2月26日、大高正二氏に対する公務執行妨害・傷害事件の控訴審第一回が開廷しようとしている。

ところで、一審は異様なまでの法廷であった。

証人の声が小さくて聞こえないため、傍聴人が「声が小さくて聞こえないので、もっと大きな声でしゃべって下さい。」というもっともなことを発言しただけで、即「退廷」であった。他の事件では、傍聴人がこのような発言をした場合でも即「退廷」になることは、絶対がない。単に「二度と発言しないように」と注意するだけである。

また、開廷前に、裁判長が傍聴人に帽子をとるように命じた際に、当該傍聴人が「これはカツラです。」と応えたところ、これまた即「退廷」になったこともあった。仮に傍聴人が帽子をかぶったままであっても、何一つ問題としない法廷もあり、何かするとしても精々注意だけである。

その他、証拠として採用されたビデオテープを傍聴人には一切見せないという、およそ「裁判の公開」とは言えない訴訟指揮もあった。

総じていえば、一審は傍聴人を徹底的に敵視した法廷であり、裁判員制度を受けて近時裁判所が二言目に口にする、「国民に開かれた司法」「国民に分かりやすい司法」とは対極にある司法であり、証拠物を見せないことは、裁判の公開にも反するといわなければならない。

もとより、大高氏は、単に自分一人の考えで裁判所前で裁判批判の情宣活動を連日行ってきたに過ぎず、裁判批判の情宣活動を行うに際して特定の組織に所属したことはなく、同氏の「支援者」、傍聴人も特定の団体に指示させて組織的に行動していたわけではないため、一審での異様さは余計目立った（なお、付言すれば、組織に属している者に対しては、いかなる強権的訴訟指揮を行ってもいいという趣旨で主張しているのではない。）。

2 強権的訴訟指揮の背景

一審裁判所が裁判所が徹底的に傍聴人を敵視したのは、具体的に傍聴人が「騒いだ」からではなく、冒頭から一貫していた。大高氏の裁判は「何かがおきる」「何かがおきるかもしれない」と、一方的に裁判所が思い込んでいたからに他ならない。恐るべき偏見である。

この恐るべき偏見のために、一審でも「警備法廷」といわれる429号法廷等を使用し、開廷前からの「退廷命令」の連発であった（開廷前であるから当然審理には何も影響がない。）。「退廷命令」の連発は、「裁判の権威」を誇示したいためかもしれないが、権威を示すどころか、当初から予断を抱き、公平な裁判でないことを自ら問わず語りに示すものでしかなかった。

裁判は公平でなければならない。否、それだけではなく、近時の裁判所の発想からすれば、公平らしくなければならない。

3 控訴審の課題

控訴審は、一審の誤りを正す場である。上告審は法律審であるため、控訴審は、一審の誤りを正す最後の場である。当然一審以上に公平でなければならない。

特に、本件事件は、貴庁の岡事務局長が告発したことが発端となっているから、一般人を基準としてその目線を見た場合、「仲間を庇っているのではないのか」「東京高裁が告発した事件を東京高裁が無罪にするわけがない」等々・
・ただでさえ裁判の公平さを疑わせるような事情が多々ある。通常の事件以上に、公平さに留意しなければならない。

ところが、使用法廷は、通常東京地裁が使用する429号の警備法廷であり、貴部の「ホームグラウンド」とでもいうべき通常の法廷ではない。一審と全く同じであり、傍聴人に偏見を抱いているとしかいいようがない。所持品検査と強権的訴訟指揮は現時点では断言できないが、貴部が傍聴人に偏見を抱いているとしかいいようがないことからすれば、一審と同じことが強く危惧される。

よって、申立の趣旨に至ったものである。